Q デジタル障害者手帳の導入・活用を推進すべきである

A 障害者の利便性向上も見据えて、調査・研究する

三田部恒明（みたべつねあき）

映像はこちらから

Q 紙様式の障害者手帳だと破れたり紛失してしまうとの声がある。企業が開発した無料アプリ「ミライロID」デジタル障害者手帳について、採用企業は3千社を超え60以上の自治体も行政サービスに生かしている。導入・活用を推進すべきである。

A 障害者の気持ちに寄り添い、利便性の向上も見据え、スマートフォン等による本人確認の方法について調査・研究していく。

―高齢者見守り強化について―

Q 緊急通報システムにより通報・健康相談等の対応を行っているが、他市の事例では人感センサーを導入し、通報ボタンが押せない状況下でも安否確認が出来るシステムを採用している。同様の強化が図れないか。

A 委託業者ではトイレのドアにセンサーを取り付け、一定時間開閉がないと自動的に通報がされるものがある。追加設置費用もかかる。人感センサーも含め研究していく。

―原油高騰―市独自の支援策を―

Q 原油高騰により、ガソリン、灯油などの燃料が値上がりし、市民生活や経済への打撃を抑える手立てを早急に検討する必要がある。全庁的な対策協議をお願いしたい。

A 国では「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として農業・運輸等への支援の他、生活者・事業者支援に対し特別交付税措置等の対応が示された。補正予算等の動向を注視し、対策を全庁的に検討する。

Q 精神2級までの対象拡大を市単独でできないか

A 市単独では負担が大きい

佐久間奈々（さくまなな）

映像はこちらから

Q 重度心身障害者医療費助成制度は、障害がある方とその家族の経済的負担を軽減するため、医療費の一部負担金を県と市町村で助成する制度である。対象は、身体障害では1級から3級、知的障害ではマルAからBであるが、精神障害は1級のみとなっている。埼玉県議会では、平成30年12月議会において2級まで対象とするよう求める請願が可決されたが、未だに拡充されていない。精神2級は継続的に働くことが難しく、経済的に苦しい世帯が多いのが現状である。そこで、県が2級まで対象を拡大するまでの間、深谷市独自で2級まで対象を拡大できないか伺う。

A 市独自で助成対象を2級まで拡大し、医療費を助成することは、財政的に大きな負担となるため、県が対象を拡大する場合に検討したい。また、対象拡大については、機会をとらえて県に要望していく。

Q 市単独で対象拡大した場合の負担額を伺う。

A 概算で5，714万円である。

―用途廃止方針となった市営住宅の入居者の意向に沿うべきでは―

Q 9月議会の答弁では、市が入居者に配布した「明け渡しのお願い」が、退去しなければならないとの誤解を与えた可能性があるとのことだった。そうであるならば、再度説明し、残りたいとの意向であれば同意を無効にすべきではないか。

A 無効にはできないが、住み替えの時期については協議・調整する。

深谷市障害者プランより

Q 高齢の難聴者を支援するために補聴器購入費の助成を

A 障害者手帳を所持する方を対象とした制度が既にある

鈴木三男（すずきみつお）

映像はこちらから

Q 難聴児に対する補聴器の購入費の助成制度はあるが、高齢の難聴者に対する制度はない。高齢化により難聴者が増える。早めの補聴器の装着は、孤立を防ぎ、認知症予防になる。高齢の難聴者支援のために、補聴器購入費助成が必要ではないか。

A 市は、障害者総合支援法に基づいて、身体障害者手帳を所持する方を対象にした、補聴器の購入費用を支給する制度がすでにあるので、新たな制度を創設する考えはない。

Q コミュニティ施設などに難聴者支援の「集団補聴システム」の設置や器具の貸出しが必要ではないか。

A 議場の傍聴席にすでに設置されている。今後導入している自治体の事例を参考に研究する。

―ストーマ利用の自己負担は無料に―

Q 人工肛門や人工膀胱などの補装具の利用は、原則1割の自己負担だが、無料にすべきではないか。

A 生活保護や非課税などの低所得者世帯の方はすでに無料になっている。課税世帯の方は、1割負担であるが、上限が定められているので、能力に応じた負担となっている。

―配水管工事の自己負担は見直しを―

Q 新たな水道の配水管の布設工事は、自己負担となっているが、制度の見直しが必要ではないか。

A 工事規程により自己居住の住居には材料を支給し、5戸以上の工事では工事費の半額を前納で自己負担することにより、市が工事を行う。

人工肛門用・ストーマ用具　（人、%）

	2019年（R1）		2020年（R2）		2021年（R3）	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
生保世帯	3	55.6	5	52.9	5	50.2
非課税世帯	117		114		106	
課税世帯	96	44.4	106	47.1	110	49.7
合計	216		225		221	

人工膀胱用・ストーマ用具　（人、%）

	2019年（R1）		2020年（R2）		2021年（R3）	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
生保世帯	0	45.3	0	45.9	0	44.9
非課税世帯	34		34		35	
課税世帯	41	54.7	40	54.1	43	55.1
合計	75		74		78	

Q 不登校生徒に対して現在の実態と支援について

A 関連部門で情報を持ち寄り対策方針を決めている

湯本哲昭（ゆもとてつあき）

映像はこちらから

Q 市内中学校の不登校生徒数は。

A 令和3年10月時点で82名である。要因は「登校の意思はあるが身体の不調や漠然とした不安を訴え登校できない」「無気力で何となく登校しない、迎えに行ったり強く催促すると登校するが長続きしない」である。

Q 教育委員会としての対応は。

A 学校と緊密に連携し、魅力的な学校づくりのための教育活動の工夫改善をして生徒が学校に来る事が楽しいと感じる学校生活の充実に努め不登校の未然防止に取り組んでいる。

Q こども未来部としての対応は。

A 18歳未満の子どもの養育に関する相談業務を、保健師、社会福祉士、保育士など資格を有する職員が行っており、不登校の相談を受けた場合、内容に応じて中学校や教育研究所、福祉部局等と連携を取りつつ保護者への助言をしている。

Q 福祉健康部としての対応は。

A 「子どもの学習・生活支援事業未来応援教室　ぱるスタ」を実施し、経済的に困窮している世帯の子どもと、他に様々な理由で学校に行けない子どもも特例として事業の対象に含めて活動をしている。

―ネギネクロバネキノコバエの現状―

Q 農家に対する対応は。

A 令和2年10月以降は防除マニュアルが確立された。令和3年度からは防除マニュアルに基づき適切な残渣処理や農薬散布など一般的な病害虫対策と同様の自主的な防除に努めてもらっている。